

北本市の

# 部活動の在り方に関する方針

～共に学び 未来を拓く 北本の教育の実現を目指して～

令和7年12月改定

北本市教育委員会

# 目 次

北本市の部活動の在り方に関する方針策定・改定の趣旨	1
1 適切な運営のための体制整備	3
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
3 部活動の入部	4
4 休養日・活動時間等の設定	4
5 安全指導の徹底	6
6 学校部活動の地域連携・地域展開	8
7 学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業	8
おわりに	9

## 北本市の部活動の在り方に関する方針策定・改定の趣旨

- (1) 国が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び埼玉県「部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、北本市（以下、「本市」という。）においても、これまでの方針を見直し、改定を行うものである。

本市では、生徒たちの健全な成長と豊かな人間関係の形成を目的として、学校部活動の充実に取り組んできた。しかし、少子化の進行や教職員の働き方改革の推進など、教育を取り巻く環境は大きく変化してきている。

こうした中で、学校と地域が協働し、持続可能な形でスポーツ・文化活動の機会を保障していくことが求められている。

今回の改定は、国や県の方針との整合を図りながら、地域全体で子供たちの学びや成長を支える体制を構築することを目的としている。

本市の実情に即した形で、生徒たちが安心して多様な活動に参加できる環境を整備するとともに、より豊かな教育環境を実現することを目指すものである。

- (2) 学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある生徒が自主的、自発的に参加し、各部の責任者（以下、「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として教育課程と関連付けて実施され、本市のスポーツ振興等を大きく支えてきた。

また、異年齢交流の中で生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築を図ることや学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

- (3) 社会・経済の変化等に伴い教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、それに伴い生徒の教育環境も大きく変化し、学校や教職員だけでは解決することができない課題（少子化・教職員の長時間労働等）も増えている。

また、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動による授業への影響やスポーツ障害の懸念など、様々な課題も指摘されている。

- (4) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）及び「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（令和6年3月改定）に則り、「北本市の部活動の在り方に関する方針」（以下「市方針」という。）を改定した。なお、市方針では、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針としている。

- (5) 市方針では、生徒たちにとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。

- (6) 中学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）第3章第5節1の②（抜粋）では、以下のように規定している。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教職員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

これらを踏まえ、生徒が生涯にわたって運動に親しむ、豊かなスポーツライフや望ましい文化及び科学等の活動の実現を目指し、それらに必要な資質・能力を育む基盤として部活動を持続可能なものとするため、市方針の策定を行う。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1)部活動の方針の策定と公表

- ア 校長は北本市教育委員会（以下「市」という。）が策定した方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等を公表する。

### (2)指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教職員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員（以下、部活動指導員）、北本市部活動外部指導者（以下、外部指導者）の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効果的・効率的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ及び文化的活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 市は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に任用し、学校に配置する。また、部活動指導員が顧問に代わり、指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
- オ 市は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、以下の内容等に関する研修を行う。
  - (ア) 学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、部活動顧問との連携、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと。
  - (イ) 体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務等（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

- ア 校長、部活動顧問、部活動指導員、外部指導者（以下、部活動顧問等）は、部活動の実施に当たり、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関

する総合的なガイドライン」(令和4年12月年5月スポーツ庁・文化庁)及び「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」(令和6年3月埼玉県教育委員会)に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害、外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

イ 部活動顧問等は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得る為に休養を適切にとることが必要であることや過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努めるものとする。

ウ 部活動顧問等は、専門的な知見を有する保健体育担当の教職員や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うよう努めるものとする。

エ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努めるものとする。

## (2) 部活動用指導手引等の活用

部活動顧問等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体が作成する指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

## 3 部活動への入部

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加を基本とし、入部については任意とする。拠点校部活動についても、生徒の多様なニーズに応じた活動が選べるよう配慮する。

## 4 休養日・活動時間等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう配慮し、以下を基準とする。

### (1) 休養日の設定

ア 学期中は、原則として週2日以上休養日を設ける。(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)

- イ 「ふれあいデー」は原則休養日とし、生徒や教職員が心身ともにリフレッシュできるようにする。
- ウ 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- エ 一斉休養日以外は各部活動で休養日を設定する。
- オ 週末に大会・コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- カ 長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日に準ずる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、原則休養期間とする。

## (2) 活動時間について

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努めるものとする。
- イ 拠点校部活動に参加している生徒に関して、平日の完全下校時刻が早い時期においては、生徒の安全確保を最優先とし、活動日の調整を行う。
- ウ 校長は、1(1)アに掲げる「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁）を踏まえるとともに、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（令和6年3月改定）及び「市方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## (3) 朝練習について

原則、朝練習は行わないこととする。

## (4) 大会・コンクール等の見直し

校長及び部活動顧問は、参加する大会・コンクール等について、以下の点に留意し、見直しを行う。

- ア 校長は、生徒の教育的意義、生徒や部活動顧問等、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。
- イ 部活動顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会・コンクール等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

## 5 安全指導の徹底

### ア 事故防止の徹底及び発生時の対応

部活動は学校教育活動の一環として位置づけられており、参加する生徒の生命身体の安全を期するため、万全の措置をとるべき義務を負っている。そのため、部活動顧問等は外部環境や生徒の能力等を勘案し、発生する可能性のある危険を予見し、回避すべく適切な予防措置をとらなければならない。

- (ア) 生徒の健康状態と能力を把握すること。
- (イ) 生徒の安全に配慮した適切な指導を行うこと。
- (ウ) 活動場所、施設・設備の安全点検を確実にいき、危険因子を除去すること。
- (エ) 事故が起きた場合に救護等の適切な事後措置をとること。

### イ 熱中症事故防止の徹底

- (ア) 活動場所の気温が35℃、または暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は、原則として活動を行わないこと。また、それに満たない状況であっても、熱中症予防運動指数を参考に、運動強度を落としたり、活動時間の短縮や活動中止について考慮すること。
- (イ) 活動中は、適切な水分・塩分補給を行うとともに、こまめに休憩をとること。
- (ウ) 体育館や教室等の活動場所において、適切に空調等を使用すること。
- (エ) 熱中症の兆候(①顔色が悪くなる、②しゃがみこんでしまう、③めまい、④頭痛、⑤吐き気)等の症状が見られる場合には、直ちに活動を中止させ、保冷剤や氷で体を冷やす、空調を効かせた教室で休養させるなど必要な措置を行い、水分を自分で摂取できない場合や症状が改善しない場合は、医療機関へ搬送する。

### ウ 落雷等事故防止の徹底

- (ア) 活動中に落雷(雷の音が聞こえる)等の予兆があり、少しでも危険性のある場合は、躊躇なく活動を中止し、危険性がなくなるまで、安全な場所(屋内)に避難し、安全確保を最優先とすること。用具等の回収は危機的状況が去った後に行う。
- (イ) 最新の気象情報を入手し、天候の急変などに備えること。
- (ウ) 必要に応じて、保護者と連携を図る。

# 熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動指針	説明
31	27	35	<b>運動は原則中止</b>	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	<b>嚴重警戒</b> (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28	24	31	<b>警戒</b> (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	<b>注意</b> (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
25	21	28	<b>ほぼ安全</b> (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
21	18	24		

- 1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。
- 2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。  
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
- 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。  
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より

## 6 学校部活動の地域連携・地域展開

- (1) 市及び校長は、部活動における地域連携の観点から、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等の連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、行政、学校、スポーツ・芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後に向けて協議する。
- (2) 市及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体等を連携して、段階的に地域展開を進める。  
休日に限らず、平日においても、できるところから活動する機会を増やしていく。
- (3) 市及び校長は、生徒の興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう配慮する。
- (4) 地域のスポーツ・文化芸術団体等と、連携が速やかに進まない場合には、実態に応じて、拠点校部活動（北本市立中学校拠点校部活動実施要綱に則る）・合同部活動を活用して、生徒の希望に沿った活動の場を確保する。

## 7 学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業について

部活動の地域展開等に伴い、教職員が地域クラブ活動に従事する場合については、令和6年10月16日付 北教学収1454号「学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業の取扱いについて（通知）」（埼玉県教育委員会教育長）に基づき、取扱うこととする。

なお、上記通知に記載されている「兼職・兼業を承認又は許可できない場合」に該当する項目は、以下の通りである。

- (1) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (2) 職員の勤務する学校及びその関係者と密接な利害関係があり、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 対象となる教職員の心身の健康を確保するため、①学校における「時間外在校等時間」と②地域団体における「労働時間」の合計が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合。（なお、運用にあたっては、教職員の心身の健康の確保のため、目安として「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が月45時間以内となることが望ましいこととする。）
- (4) 地域団体の事業の実施方法や報酬の多寡等の態様が社会通念上妥当でないと判断される場合。
- (5) 条件付採用期間中の教職員。
- (6) その他教職員として妥当でないと認められる場合。

## おわりに

市教育委員会では、市方針を策定し、各中学校において校長の指導の下、安全かつ適正で、持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。

また、勝利至上主義を背景とした、行き過ぎた指導や不適切な指導、教職員の過度な負担など踏まえ、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築する。今後も市方針に基づく部活動の取組について、各部活動の実態に合わせた決まりを示し、定期的にフォローアップを行っていく。